

1 検証事項について

【中村委員長】 本日は石田委員から遅刻の申し出が出ている。

前回全ての条文の検証が終了したため、本日から新規提案の協議に入る。協議の順番は前回合意いただいたとおりであり、前回、代理出席の会派があったので念のため本日資料1として再度配付した。各項目の内容説明は提案会派等から既に前回は行っていただいているので、早速協議に入りたい。まず、「分類1、議会表彰規定」について協議を行う。本件について意見等はあるか。

【佐藤委員】 企業や人について表彰を行うことについての提案であるが、現在、内規で定められている議長賞とは別に行いたいということか。二重、三重に規定をつくるのはおかしいのではないか。また、議員が誰を表彰するか判断をするのはいかがかと思う。

【赤嶺委員】 佐藤委員の質問に答える前に、条文案を事務局に預けているので、配付していただきたい。

【中村委員長】 事務局に資料を配付させる。

(資料配付)

【赤嶺委員】 明るいまらい大和の条文案は「議会は、本市の自治の振興、公共の福祉の増進、文化の向上等に功労のあつたもの及び広く市民の模範となるものを顕彰する。」といった内容である。佐藤委員からの質問については、現在は議会として独自の表彰のルールはない。あくまでも市の表彰規定ののっとり行っている現状である。こうした状況の改善のため、配付した条文を議会基本条例に追加し、議会が独自に広く功績、功労があつた市民に対して表彰ができるような環境整備をしたいことから提案したものである。

【中村委員長】 今後の流れとして、基本的には全会一致で進めたい。提案が合意されれば代表者に送り協議してもらおう。全会一致で送ったものは代表者でも本委員会の協議結果が尊重されると考えられる。委員も責任を持って賛否をあらわし、修正案等も出してほしい。

【山崎委員】 他市で議会基本条例に記載している事例はあるか。

【赤嶺委員】 調査した範囲では事例はない。

【山崎委員】 事務局にも確認したい。

【総務担当係長】 近隣7市に確認したところ、議会としての表彰は行っていないとの回答であった。

【青木委員】 議長賞は市長賞にのっとりしたものか。

【総務担当係長】 そのとおりである。

【佐藤委員】 明るいまらい大和の提案は市長賞に準じての議長賞とは別に議会として広くいろいろな方の活動を表彰したいということか。

【赤嶺委員】 議会基本条例に照らし合わせても、独自に表彰を行うことは効果、意味があると思ひ提案している。

【中村委員長】 明るいまらい大和の条文案に関する資料には、「第3章、市民と議会との関係」に追加すると具体的に記載されている。条文案をある程度たたき台にしての協議となる。

【赤嶺委員】 条文案はあくまでも案であり、表彰をしていくことで合意が得られれば、条文の中身については協議をして修正していきたい。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は議会基本条例に議会表彰規定を記載する必要はないと思う。現在、市長賞や議長賞がある。独自でどのような場合に表彰するのか。市民の代表である議会が市民を表彰することについても疑問である。議会基本条例の中に記載する必要性を感じない。

【中村委員長】 まずは議会基本条例の中に議会表彰規定を記載するか否かを協議し、記載する場合に条文案が適当か、修正を加える必要があるかを協議したい。議会表彰規定を記載することに対する意見を伺う。

【河端委員】 広く市民の模範となるものを顕彰することについてはよいと思うが、今必要かどうかという点がある。現在も市長賞や議長賞がある。

【佐藤委員】 再度確認するが、明るいまらい大和が提案している議会表彰規定は現行の議長賞とは別のものということによいか。

【赤嶺委員】 現行の議長賞は市の規定に基づいて行われているものであり、全く別のものである。明るいまらい大和の提案は議会が独自に表彰ができる環境の整備である。

【山崎委員】 どのようなものを表彰する想定か。

【赤嶺委員】 条文案のとおりである。

【山崎委員】 もう少し具体的であるとわかりやすい。

【赤嶺委員】 市が現在表彰を行っているため、市が行っている表彰と同等のものと考えていただければよい。市が今までどのような方を表彰してきたかわかれば本提案が求めている内容が理解いただけると思う。

【山崎委員】 同等のものであれば現状でよい。市の表彰に欠けているものがあることを想定しているのか。

【赤嶺委員】 市の表彰の規定は複雑で、表彰に当たるか否かは市の判断によることとなる。そこに議会はかかわらないため、議会が独自に功績のある方を選出して表彰することは今後の市の福祉の向上や市政の発展を考える上で重要であると思う。

【山崎委員】 本件を条例に加えることが決定したら市の表彰を精査してどのようなものが欠けているのか協議し、議会として表彰したほうがよいものを協議して表彰するということか。

【赤嶺委員】 表彰の細かいルールは条文案の第2項に記載したとおりであり、今後議会全体で検討する必要がある。また、市の表彰が欠けているからではなく、議会として独自に表彰ができるように提案している。市の表彰が欠けているとは言わないが、市が表彰規定を持っていて、議会が持っていない

という現状の改善を図る必要があるのではないか。

【山崎委員】 市の実施していることを議会もするべきということか。

【赤嶺委員】 議会基本条例の前文に「日本国憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり自治を推進するとともに、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。」と記載されている。この規定にのっとり表彰をしていくのは一つの手法としてよいのではないかと思い提案している。

【小倉委員】 過去に表彰したかったと思う方はいたのか。

【赤嶺委員】 提案理由の説明の中でも触れたと思うが、昨年度、環境建設常任委員会の委員として一般社団法人大和建設業協会の方と意見交換を行った際に、表彰制度の充実について要望があった。しかし、それは市の表彰規定に基づくもので、議会として市に要望はできてもそうした要望に応えることができない現状が明らかになった。顕著な功績が認められる場合に、議会として表彰を行うことも選択肢としてあるのではないかと考えた。具体的な方を述べることはできないが、そうしたことがあったため、提案に至ったということである。

【小倉委員】 議会がある方を特定して賞を与えることになると、全員の賛同を得なければならない。さまざまな団体がある中で全員の賛同を得なければならないが、考え方が違うので、賛否がさまざま出てくると思う。

【赤嶺委員】 表彰できる環境の整備を重視して提案している。本委員会で合意を得ることができれば、そのために何をするか各論に入っていくと思う。どういった表彰をするか、どういった方を表彰するかにつながる。その中でしっかりと協議する必要がある。その結果、表彰に関する要綱等が完成すると思う。

【小倉委員】 慎重に考えていきたい。

( 石田委員 入室 )

【中村委員長】 条文に明記するのであれば多面的に考える必要がある。メリットやデメリット、心配されることなどを考えた上で条文に明記しなければならない。提案者としてどのようなメリットを考えているのか。

【赤嶺委員】 表彰の効果として、表彰を受けた方は、それなりの業績や功労があつて表彰される。それをさらなる発展につなげるためにどうしていただくかという点で表彰が大きな効果を発揮すると思う。表彰は対外的なアピールとなり、さらなる発展のモチベーションにもなる。表彰を受ける資格を得るためにもっと努力しようという意欲を高める効果もあると思う。表彰が市政全般において大きなよい効果をもたらすと考えている。

デメリットもある。例えば同等の功績があつた場合どちらを表彰するかなど、検討の段階で非常に悩む。また、表彰されなかった方がどのような反応をするかもデメリットになり得る。しかし、こうしたデメリットが全ての表彰に当てはまるわけではない。

【中村委員長】 各会派に議会基本条例の中に議会表彰規定を記載することについての賛否を伺う。

午後 2 時 22 分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

【佐藤委員】 日本共産党は、一番の課題が先ほど小倉委員も発言されたように、どのような方を対象にするか、どのように議論の場に提案するかであると思う。それぞれが市民の代表である議員が選ぶことになるが、さまざまな団体から推薦をもらうのであれば、市の規定と同じになってしまう。別の形で推薦等により表彰するのであれば、その事務を誰が行うのかも課題になる。赤嶺委員のいろいろな形で市民の活動を評価することは市民活動の活性化として必要なことだとは思いますが、それを議会として行うには困難があると思う。

【石田委員】 虹の会は、市民から負託を受けて議員として仕事をしているので、議会が逆に市民を評価するのはいかなものかと思う。議会に表彰されることでやりがいを見出してもらい、頑張っていたことも考えられるが、判断は難しい。具体的にどういった表彰を行うか、必要性が詰め切れていないと感じている。現段階で条例に記載するよう進めるのは早いと思う。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、議会基本条例に議会表彰規定を記載する必要はないと思う。現在、市としての表彰規定があり、その中に市長賞、議長賞、教育長賞などがある。そのような状況で議会としての表彰を条例に記載してはおかしいことになる。

【平田委員】 自民党・新政クラブは、提案は本市の自治の振興や公共の福祉の推進の観点から従来の市長賞、議長賞に含まれる可能性もある。議会では表彰する場合、さまざまな考えを持つ市民、団体がいる。時期尚早と考える。

【鳥淵副委員長】 昨年度の一般社団法人大和建设業協会の方との意見交換に参加しており、赤嶺委員と同じ思いもある。公明党は、頑張る市民を広く顕彰したい気持ちはあるが、条例に加えるのは時期尚早ではないかという意見である。現状の大和市表彰条例に対して提案するのも一つの方法だと思う。

【中村委員長】 各会派からは、提案を理解する部分はあるが、時期尚早ではないか、もう少し検討が必要ではないかとの意見が多数であった。

【赤嶺委員】 各会派からの意見はもつともであり、より具体的な中身から協議する必要を感じた。本委員会は議会基本条例の検証を行う組織であり、議会基本条例に追加するものを提案する場であるので、今回はこのような形での提案となった。条例でなくとも、議会改革の一環として要綱をつかって表彰を行うなど、さまざまな手法があると思う。また、大和市表彰条例そのものを変更し、議会の考えを入れていただくことも手法の一つである。今後の展開に期待したい。

【中村委員長】 本件については、条例に記載することについて合意に至ら

なかったことを議長へ報告したいが、よろしいか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 次に、「分類2、災害対策」について協議を行う。明るいみらい大和から条文案が提出されているが、説明はあるか。

【赤嶺委員】 条文案のとおり、「議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、大規模災害等の事態から、市民の生命及び財産を保護し、迅速に復旧・復興が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会機能を維持するための体制を整備する。」ということをもって提案する。現状は議会として災害対策を行う根拠法がないと思う。議会基本条例の中に災害対策を行うことを明記し、それにのっとって災害対策を進めていくべきではないか。

【青木委員】 災害対策とはどのような内容を想定しているのか。またその根拠は何か。

【赤嶺委員】 現状、本市議会には一部の議会で策定されている議会BCPのような業務継続計画はない。現在代表者会で協議されているのは災害時の心構えや基本的な行動をルール化しようというものであるが、一步進めた災害対策が必要であると思う。また、議会が備えておく備蓄品や災害が発生した際に議会、議員がどのような行動をとるのかをより明確に規定する必要があると思う。他の議会では、議会BCPの根拠として議会基本条例に災害対策についての内容を盛り込んでいる議会もある。

【青木委員】 条文案に「議会は」と明記されているため、議会事務局も含むことになると思うが、議会事務局はそうした内容で対応可能か。

【事務局次長】 「議会は」とあることから、補助機関である議会事務局も含んでの内容であると思う。対応可能かという点については、災害対策本部が設置されるような事態になった場合は、災害対策基本法、地方公務員法の規定により、議会事務局は市長の指揮命令下に一本化されるということを市の危機管理課に確認している。市の業務継続計画の中で、議会機能の復旧、維持するための体制をとることが課せられている。条例に規定されたとおりに行動できるかについては、考え方に乖離があるということになる。

【佐藤委員】 「大規模災害等の発生時における議会機能を維持するための体制を整備」となると、赤嶺委員の説明とずれるのではないかと思う。議会として大規模災害発生時に継続して何かをしなければならない事態が想定されるのか。議決をしなければならない事態が起きるのかどうかはわかるか。

【赤嶺委員】 議会基本条例の第1章第2条、議会の役割は災害時も変わることはない。議会中に災害が発生することも十分に考えられる。こうしたことから一部の議会で業務継続計画が策定されていると思う。

【佐藤委員】 議会として予算、決算の審議や市民生活にかかわるさまざまな条例等の審議は大きな役割だと思うが、議会機能が損なわれるような大規

模災害が発生した時に、そうしたことについて議決することを優先しなければならないかは重要なポイントだと思う。明るいまらい大和は、まずは提案された議案に関する審議を進めることが重要と考えるのか、災害対応、復興を終わらせてからで構わないと考えるのか。

【赤嶺委員】 状況に応じて対応する必要があると思う。その状況を定めるものが業務継続計画等である。どういった段階か、災害の規模によって、議会の対応を詳細に規定するものである。例えば審議中に災害が発生した際に審議を継続するのか、審議を延期するのかなの判断をこの中で行うことができる。審議すべきか否かということではなく、そうした状況に対応できる指針や計画を策定するための根拠条例とするために条文案を提案している。

【佐藤委員】 委員会中や本会議最終日に災害が発生し、審議を中断せざるを得なくなった場合の行動指針は内規等で定められているのか。

【事務局次長】 明文化はされていないが、例えば東日本大震災の発災時は本会議中であった。その時は審議をとめて市内の被災状況、市災害対策本部の準備の状況を確認して、被害が確認されなかったことから、審議を再開して予算の議決を行った。被災状況等によってさまざまな対応が考えられる。熊本市議会では、会期中に発災し、以後一般質問等の予定はあったが、議員が緊急参集して議決のみ行うという緊急対応を行った事例もある。明文化はしていないが、可能な範囲で運営し、多様な状況に対応していくことになる。

【佐藤委員】 災害発生後にさまざまな復興活動を行う場合、市が特別な予算を使うことになると思うが、そうした場合の予算措置や執行に対する判断は、事後であっても議決が必要になると思う。それらについてはどうか。

【事務局次長】 まずは予備費の執行を行い、翌年度の決算審議で評価されることとなる。それでも間に合わない場合は専決処分とし支出することになる。これについても議会の承認が必要になるため、一方的に処理ができるものではないが、緊急でやむを得ない場合は専決処分が可能と考えられる。

【青木委員】 議会基本条例に災害対策について規定している議会事務局の規模はわかるか。

【赤嶺委員】 調査した議会は横浜市会と長崎市議会である。この二つの議会は本市議会と比べて規模が大きく、事務局職員も多い。しかし、議会BCPを策定している議会の中には本市議会よりも規模が小さい議会も多々ある。

【青木委員】 議会事務局の対応は難しいとのことであるが、対応を可能とする場合、どの程度の職員が必要か。

【事務局次長】 災害の規模等もある。激甚災害が本市で起きた場合、外部からのボランティアも導入しなければならないことも考えられ、何人とは回答しづらい。仮に、議会が独自の方針を決め、独自の活動を議会事務局職員に課すと決定した場合には、改めて市側と交渉し、職員数が少ない本市の状況ではあるが、議会事務局の職員を協力部として災害対策本部に組み込むことから除外していただくなど、特別な扱いがなければ、議会事務局職員が議長のもとでの災害復旧活動に直接携わることは難しい状況である。

【赤嶺委員】 先ほどから協議されているのは災害対策の一例である。条文は議会BCPの策定の根拠となり得るものであり、それだけが目的ではない。議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、災害等の発生時における議会機能を維持するための体制を整備する。このことを明記してそのための環境を整備することが目的である。その目的の達成のため、備蓄品の整備や議会BCPの策定、議員の災害対応訓練の実施などさまざまなことが行われると想定している。そのため、詳細ではなく、議会として災害対策を行うことを議会基本条例に明記するか否かの視点で協議してほしい。

【中村委員長】 明るいまらい大和が提案する災害対策は、議会機能を維持するためと記載されているが、議会は議事機関であり、議会として議事を行い、議決するという議会機能、役割を災害時にも果たすことを条例に記載するのか、行政のように市民を支援する、議会として積極的に行動することを記載するのかどちらか。

【赤嶺委員】 正確には難しいが、委員長の発言の2点は含まれている。議会機能の維持は行わなければならないし、災害時に議会が行動できない状況は回避すべきである。災害が起きても、機能低下を最小限にし、その機能を早期に復旧させるための体制整備がこれからの時代には必要である。また、災害対策は基本的には市が実施することになる。市議会として具体的に市民に対する支援を規定する必要はないと思う。しかし、我々は市の中で生活する一人の市民であり、議員として地域の中で復旧・復興活動に従事する、避難生活施設の支援を行うなど、さまざまな支援に従事する可能性があるので、そうした意味では対策を講じる必要があると思う。市の対策のように詳細まで明確に抽出し、予算を投じるというやり方ではない。

【中村委員長】 具体的な対策については議会の中で検討している部分がある。議会が議会の機能を果たすための議事運営、地震が起きた際の対応など細かいことは基本的に議長の判断で、東日本大震災の際などは問題がなかった。それでは足らずに条例に条文を入れる意味はあるのか。

【赤嶺委員】 議会が災害対策のための体制整備を実施することを明記できる。議会が災害対策を行うことを明記してそれに基づいてさまざまな事業や計画を策定できる。現状は市の災害対策の一部に組み込まれているものであって、そこに議員の行動指針は含まれていない。現在代表者会で策定が進められているが、その内容だけでは不十分な点も多々あると思う。災害が多発しているなかで、いくつかの議会において議会BCPが策定されている。本市議会の災害対応力向上のためにも、議会基本条例の中にしっかりと災害対策のための整備を行うことを明記する必要があると思う。

【佐藤委員】 9月議会でも多くの議員が災害対策について一般質問していた。消防団で多くの活動をしている青木委員に何うが、災害が起きた時、市民一人一人がどのように行動すべきか。

【青木委員】 消防団員として、まずは一人一人が、何ができるかの前に身の安全を確保してほしい。次の行動として、自助、共助、公助がある。

【赤嶺委員】 議会で策定する災害対策は、市の対策を阻害するものではない。そういうものにすべきではないことを申し添えておきたい。

【中村委員長】 明るいみらい大和の提案は災害対策を明記して議会の災害対策の根拠にしたいということであると思う。条例に記載がなければ議会BCPの策定ができないというわけではない。議会基本条例の中に明記すべきか、各会派の意見を伺う。

【平田委員】 自民党・新政クラブは、明るいみらい大和は大災害に対する危機感からこのような条文案を提案したと思うが、議員は個々に状況確認などを行っても、市の危機管理課職員等が配置されるので、それ以上立ち入るべきではない。万が一のことがあれば市に情報提供をすることが望ましい。議会事務局職員は市の災害対策本部に組み込まれるとの話もあった。危機管理課、消防、警察、消防団等の連携に任せるのがよいのではないかと。提案には賛同できない。

【鳥淵副委員長】 公明党は、議会BCPの策定を否定するつもりはないが、議会基本条例の中に明記するにはもう少し検討が必要と考える。災害対策という考え方については、今までルール化されておらず、現在代表者会で検討されていることもある。その部分をもう少し詰めながら、最終的に議会BCPの策定についても検討していったらどうかと考えている。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、災害には市として一丸となって対策していかなければならないと考える。議員が何をするかは現在代表者会等で協議をしている。議会基本条例に災害対策を盛り込むことで、議会に権威が付与されてはよくない。そのようなことがあつては、災害時の議員の発言の重みが増す。現状で災害対策に問題があるとは思わないので、条例に規定する必要はない。

【石田委員】 虹の会は、災害が起きた時に議会機能を復活させることについては必要だと思うが、災害はどのような形で起きるかわからないので、文字化していくことは難しいと感じる。明記したいことはわかるが、明記のメリットが見えなかった。災害時の課題が明記することによって解消されるかわからず、そのような状態での規定は考えづらい。

【佐藤委員】 日本共産党は、災害対策、災害対応で方向性が変わらぬと思う。議会として災害にどのように立ち向かうかということを見ると本来の目的からそれてしまうと思う。議会機能の維持や復旧のためにどうしていくかは考える必要があると思う。どの程度の災害が起きるかわからない中で明記することにどれだけ意味があるかを考えなければならない。議会としては、現場に出て何かすることも必要ではあるが、議決機関であるため、災害が起きた時にその審議が必要か、まずは災害復旧をするべきかを最終的に議長が判断していく必要がある。提案の思いはわかるが、条例に盛り込むメリットを考えると難しい。

【中村委員長】 各会派からは、災害時の議会の役割が重要であることは認識しつつも、議会基本条例にこうした条文を規定することは現段階では難し



いという意見が多数であった。

【赤嶺委員】 明るいみらい大和は4人中3人が防災士の資格を取得しており、災害が発生した際にたびたび、その地域で支援活動をし、直接意見を聞いてきた。これまでも災害対策に力を入れてきており、他市議会の活動も注視してきた。今回の提案は市に要請、要望している災害対策を議会としてどのように行うかの意思を明確にできる条文案であったと思うが、今回の決定はそうした意味で残念である。日本が災害大国であることは変わらず、これまでよりも大きな規模の災害が発生する可能性もあることから、条例には規定せずとも、どのような状況であれ、議会機能が低下せずしっかりと対応できるよう対策を講じる必要があることを述べておきたい。

【中村委員長】 本件については必要に応じ課題として考えていただくことになるが、条例に規定することについて合意に至らなかったことを議長へ報告したいが、よろしいか。

全 員 了 承

午後3時02分 休憩

午後3時10分 再開

【中村委員長】 次に、「分類3、通年議会」について協議を行う。本件について意見等はあるか。

【佐藤委員】 通年議会で現在における専決処分が必要な時、年度末の法案可決に伴う審議等で議会を再開するのと、臨時議会を招集するのでは事務量等にはどのように変わってくるのか。

【事務局次長】 相模原市議会で、政省令の改正があり、地方自治法第180条の指定専決の条件からも漏れたために、3月30日に議員に参集してもらい、本会議を開催した事例はある。その場合は事務量や費用負担がふえる。

【佐藤委員】 通年議会でも同じように議会を開催すると思う。通年議会でも3、6、9、12月とは別に会議を開くことと、現状で、3、6、9、12月定例会と5月の臨時会のほかに年度末の法改正に伴う会議等を開くこととどう違うのか。

【事務局次長】 通年では会期が一つなので、その中での会議は、議会運営委員会等での協議は行うであろうが、議長の権限で開催できる。臨時議会は審議する事件を告示して開催することになる。制度として必要な行為が違う。

【石田委員】 通年議会はよいと思うが、懸念として、専決処分をなくすことができるとのことだが、専決処分は議会の承認を得なくとも必要な時に臨時的対応ができるので、緊急事態の場合はメリットが大きいと思う。災害時なども専決処分によって予算執行すると思う。通年議会とした場合、緊急時にはどのような対応になるのか。

【事務局次長】 現状の3、6、9、12月定例会の会期中に補正予算を執行

しなければならぬ場合、市は基本的には本会議に上程し、審議を経て議決を得ている。

【石田委員】 通年議会のメリットは生かすべきだが、専決処分があることによつて災害時に緊急の予算措置などができる。通年議会はよいと思うが、緊急時を想定すると専決処分のよい部分を生かすことができるように合意形成しなければならぬと思う。

【鳥淵副委員長】 通年議会だからこそすぐに対応ができる。4回の定例会のみであれば、閉会しているので臨時議会を開催する必要がある。

【石田委員】 現在では、災害時には議決を得る前に、専決処分として予算を支出する。議会の会期中の場合は議決を得なければならぬので、タイムラグが生まれる点を考慮する必要がある。

【事務局次長】 専決処分は議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなどに許されるものである。理論的には公明党の提案のとおり、会期中なので招集に応じてということになるが、現実的には議員それぞれの地域活動、議員活動がある中であり、現実的なタイムラグが生じるのではないかという懸念であると思う。

【山崎委員】 集まるまでに期間が必要な場合もあると思う。議会基本条例に規定するか否かの協議としては、そこまでの緊急時を想定して規定すべきか否かを考えるべきではないのではないか。

【中村委員長】 通年議会は常に会期中ということであるが、専決処分は議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに活用できる。石田委員が懸念していることは、常に会期中であるので、大規模災害が起き、議員のうち何人かが被災し、けが等で入院した場合、会議を開くにも定足数を満たすまでの議員が出席できず開けない。予算について議決しなければならぬのにできず、スムーズな予算執行ができないことである。現状では会期中でないため専決処分によつて進められるので、災害の際にはよいのではないかということである。会期中であっても開催できない場合は専決処分としてもよいのか、会期中であれば必ず議決しなければいけないのかを確認したいということである。

【事務局次長】 地方自治法の条文には、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とある。会期中は招集されているのでこちらには当てはまらない。「又は議会において議決すべき事件を議決しないときは」とあるので、開催できないで、議決が得られない場合について書かれている。

【中村委員長】 通年議会では会議を開いていない期間も招集されている。議会を招集する時間的余裕がないときは専決処分とできるが、招集されているので会議を再開するかどうかになる。通年議会では通常は専決処分ができないということか。

【事務局次長】 「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とあるので、会期中はそちらが優先されることとなる。ただし、

後段で、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」とある。

【中村委員長】 全くできないということではないが、専決処分をすることが現状よりは困難になるということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【佐藤委員】 議案が提案されているが、議会の何らかの理由で議事が再開されずに議決されない場合には専決処分をしてもよいということであると思う。

【事務局次長】 地方自治法第 179 条は「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは」である。

【中村委員長】 議会に提案しているにもかかわらず、議会が議決しないときに専決処分にできるということである。

【赤嶺委員】 緊急事態の際の議決がどうあるべきかは先ほどの議題である。通年議会は常に会期中であり、継続されているからこそできることもある。そうした環境の整備は有効だと思う。提案を議会基本条例に盛り込みたいとのことであるが、条文案はあるか。

【鳥淵副委員長】 用意していない。

【赤嶺委員】 具体的にどういった内容を盛り込んで通年議会を実施したいのか。

【鳥淵副委員長】 現在調査中である。

【佐藤委員】 臨時議会は告示が必要だが、通年議会では審議が必要な議案が発生した際は告示が必要か。

【事務局次長】 定例会、臨時会制度で臨時会を開催する場合は付議する事件をあらかじめ告示で示す必要があるが、通年議会では長が議長に会議に付すべき事件を示して会議を開くことができる。

【佐藤委員】 専決処分をなくすことができる以外のメリットはあるか。

【赤嶺委員】 会期中しかできないことが年間を通してできることである。

【中村委員長】 県内ではどの程度の議会が通年議会を採用しているか。

【事務局次長】 通年議会には 2 通りの方法がある。平成 24 年の地方自治法改正後の条文に基づく通年議会は厚木市、定例会、臨時会制度の中で、定例会を連続する開催方法は相模原市である。全国的には 814 市の中で地方自治法上の通年議会を採用している市は 8 市、定例会、臨時会制度の変形で運用している市は 21 市程度である。

【赤嶺委員】 都道府県ではどうか。

【事務局次長】 先ほどの資料は全国市議会議長会のものである。最近の事例では、長崎県議会では通年議会を採用していたが、定例会、臨時会制度に戻ったことがある。

【石田委員】 現在、陳情の提出は会期ごとに期間が区切られていて、間に合わなければ次の会期での扱いとなるが、通年議会ではある程度ストックして再開されたら協議するのか、陳情が提出されるたびに協議されるのか。議会

ごとの決定によると思うが、既に通年議会とした議会の事例があれば教えてほしい。

【事務局次長】 通年議会を導入していても、定例会、臨時会制度と同様に定例日を設けて集中的に審議をしているので、運用は定例会、臨時会制度の議会と同じようなルールを新たにつくって対応していると承知している。

【中村委員長】 事務局の説明では、県内で厚木市は地方自治法上の通年議会を採用し、相模原市は定例会、臨時会制度と同じような方法だが、どちらも一度招集し、会議を再開する方法で行っている。厚木市、相模原市の状況、メリット、デメリットを踏まえて本市で採用すべきか考えてもよい。

【山崎委員】 厚木市と相模原市の運用方法の違いを教えてください。

【事務局次長】 相模原市は、本市のような定例会、臨時会制度の中で、定例会の会期を閉じずに延ばして次につなげていくイメージで行っている。厚木市は地方自治法を適用し、定例日を例えば9月1日から何日までとすると条例に規定していると承知している。

【河端委員】 会期が長くなり、会期でない時期がないようにしているということか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【中村委員長】 通年であるから常にということである。しかし、本市議会も会期中に休会日がある。同じように会議の日以外は休会日となり、閉じていないということである。石田委員の発言のように陳情が提出されれば即対応するということも可能ではある。

【小倉委員】 通年議会の場合、年間いつでも会議が開催される可能性があるが、事務量はどうか。

【事務局次長】 会議がふえればそのための経費はふえるし、職員数としても条例定数 11 人のところ現員 10 人であるが、そこで賄えるかどうか、ふえる事務量との比較になる。

【小倉委員】 事務量がふえるとなれば、今の体制では難しく、市議会だけでなく、市全体がかかわる話になる。

【河端委員】 厚木市の事務局体制を伺いたい。

【事務局次長】 職員数は 13 人である。本市の職員数は議員定数 28 人に対して極めて少ないと承知している。

【赤嶺委員】 どのような通年議会とするかは、通年議会とするか否かを決定した後に協議すべきである。今の議題は通年議会を採用するか否か、議会基本条例に盛り込むか否かである。今の定例会のスケジュールのままでも通年議会にできる。それだけでもかなりのメリットである。公明党の提案している専決処分をなくすことができ、委員会の随時開催、能動的な対応も可能である。そうした点についてどこまで広げていくかは、通年議会をするかしないかを決定してからの話である。事務局の人員も現状で対応できる範囲で行えば大きな負担にはならないのではないか。市側との協議、現状からの変更については負担があるが、そうしたことを加味して通年議会を取り入れる

ことには問題はないのではないか。

【中村委員長】 議会基本条例に通年議会を明記して通年議会を実施するか各会派の意見を聞きたい。具体的な方法は議会運営委員会で協議することになる。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は条例の文言をどうすべきかについては不明確だが、提案については前向きに早期に実現することを目指して行動する必要があると思うので、賛成する。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は賛成である。議会の承認を得なければならず、工期がおくれた例があったと記憶している。市民のために議決が必要な時に対応できる通年議会としたほうがよい。

【石田委員】 虹の会は原則賛成である。ただし、防災、災害対応について議会の承認を得なければならない点についての協議は必要であると思う。

【佐藤委員】 日本共産党は通年議会の実施については前向きな検討が必要だが、それを議会基本条例に盛り込むことについては別に考えなければならないという意見である。通年議会のあり方も含めて議会運営委員会で協議してほしい。

【中村委員長】 通年議会を実施するか否か、メリット、デメリット等も含めて議会運営委員会で協議、判断してほしいということか。

【佐藤委員】 そのとおりである。

【青木委員】 自民党・新政クラブは普及率が低いので、現状では賛否を表明したくない。時期尚早である。公明党の発言でも今後調査研究するとのことであった。

【中村委員長】 基本的に賛成が明るいまらい大和、神奈川ネットワーク運動、虹の会である。

【石田委員】 虹の会は基本的には賛成だが、課題の部分は慎重に協議すべきである。

【中村委員長】 日本共産党は実施するか否かも含めて議会運営委員会で協議してほしいという意見である。

【佐藤委員】 日本共産党は条文に記載することについてはメリットを感じない。

【中村委員長】 自民党・新政クラブは時期尚早という意見である。結論を出す必要があるので、次回の本委員会で再度協議することとし、各会派に持ち帰って協議していただきたい。「通年議会を実施することとし、議会基本条例に明記する」「通年議会の実施の是非等について議会運営委員会に協議を依頼する」「今は通年議会は実施しない」の3つのいずれかを本委員会の結論としたい。

次に、「分類4、質問、質疑」について協議を行う。本件について意見等はあるか。自民党・新政クラブ、神奈川ネットワーク運動、明るいまらい大和、会派に属さない議員から提案が提出されている。渡辺委員外議員に確認するが、「一問一答方式の導入」には反問権を含むか。

【渡辺委員外議員】 含む。

【中村委員長】 1つ目は一般質問に一问一答を入れ、反問権を付与し、条文中に記載するということである。2つ目は代表質問を実施するか。3つ目は委員会での質疑の方法に規定を設けることである。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は一问一答に反対するものではないが、一问一答は神奈川ネットワーク運動の提案に入っていないので、反問権は別に協議してほしい。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動は現状でも反問権を付与したいということか。

【山崎委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 では、一问一答を入れ、反問権を付与と、一问一答でなくても、反問権を付与の2つに分けて協議することでよいか。

【佐藤委員】 では、一问一答、反問権、代表質問、委員会質疑で分ければよいのではないか。

【中村委員長】 一问一答は反問権とセットである。

【青木委員】 一问一答、反問権について過去に協議した経緯を事務局に説明していただきたい。

【事務局次長】 議会基本条例検討協議会で協議された経緯がある。条文案は、本会議における一般質問を一问一答で行うことができるという規定とし、一问一答で行う一般質問に対し議長の許可を得て反問することができるとの内容で合意に向けて協議された。最終的には一问一答を選ばなければ反問を受けることがないという条文案であるため、その点に反対する会派があり、全会一致とならず条文化されなかった経緯がある。

【青木委員】 事務局の説明を踏まえて協議したい。

【中村委員長】 一问一答で反問が可能という条文にしようと協議したが、一问一答では市側が反問できなければ議論がかみ合わないということで、一问一答とするなら反問権をとという主張があった。一问一答を採用している多くの議会は反問権を付与している。

【赤嶺委員】 過去に条例を検討した際に配付された市の考えが記載された資料を持っている。印刷して配付したい。

【中村委員長】 事務局に資料を配付させる。

#### (資 料 配 付)

【中村委員長】 一问一答について意見を伺う。

【赤嶺委員】 反問権と一问一答はセットであり、一问一答でなければ反問権は不要である。明るいみらい大和は一问一答を提案しているので、反問権を付与することに賛成である。

【中村委員長】 一问一答には賛成だが、反問権には反対の会派はあるか。

【石田委員】 虹の会には反問権に反対の議員がいるが、反問権は議事整理

をする程度であれば合意できると思う。どの程度の反問権なのか。

【中村委員長】 議会基本条例検討協議会では、日本共産党も反問権に一部理解を示していただいた。一般質問の方法は2つのパターンとし、現在のよ  
うな方法と一問一答ができるようにした。一問一答の場合は反問権は趣旨確  
認程度とし、現在のよ  
うな方法では反問権は不要とし、日本共産党にも一部  
理解していただいた。一問一答には反問権を付与するが、日本共産党は一問  
一答を行わないからよいということであったと記憶している。佐藤委員に確  
認するが、現在の日本共産党の意見は一問一答には賛成だが、反問権には賛  
成しないということか。

【佐藤委員】 反問権については、最終的には行政側の判断になるが、どのよ  
うに使うかということである。議員の発言や質問を抑圧するような形で反問  
権を悪用されてしまうと質疑そのものが成り立たなくなる。趣旨確認の反問  
権は一定程度必要と考えるが、反問権を市側に与えるというだけでは運用と  
してどうか懸念する。

【中村委員長】 反問権という言葉が誤解を招く。反問するには議長の許可  
が必要であり、委員会では委員長の許可が必要で、許可がないのに勝手に反  
問できるわけではない。委員会では現状も趣旨確認の反問を実施している。  
一般質問でも趣旨確認程度であれば反問してよいという考えと、全て反問し  
てよいという考えがある。しかし、全て反問してよいといえどもあくまでも  
議長の許可が必要で、本当は答弁をしなければならぬ点を答弁したくない  
から反問でかわすような場合があれば、議長の議事整理で注意するはずであ  
る。

【佐藤委員】 神奈川ネットワーク運動の提案で、「議員の政策提言・立案機  
能の強化のため、市長の反問権を盛り込むことが必要」となると、委員長の説  
明とずれがあると思う。趣旨確認のための反問権と政策提言・立案機能の強  
化のための反問権は違うのではないか。

【中村委員長】 大きなくくりでの反問権に合意できるか。その後どの程度  
まで反問を認めるかという協議になる。委員会では既に反問されている部分  
があり、主に一般質問での内容になる。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動の提案する反問権とは趣旨確認では  
ない。どういう意図で質問するのかを議員が問われる。相応の理論的構築を  
して初めて質問するようになる。そのための反問権である。

【中村委員長】 まず反問できるかになるが、自民党・新政クラブ、神奈川ネ  
ットワーク運動、明るいまらい大和は提案会派であり、賛成であると思う。日  
本共産党、虹の会、公明党は細かい内容は別にして、反問できることに賛成か  
伺いたい。

【佐藤委員】 反問権を悪用される懸念が払拭されない限り反問権の議論に  
入ることができないという立場である。

【赤嶺委員】 悪用されるとはどのような場面か。一般質問を悪用している  
議員がいるか。

【石田委員】 他市のことだが、市側の答弁しにくい質問で、答弁を長くすることにより議員の質問時間を消費させ、核心の部分に触れさせないような事例はインターネット等で見たことがある。

【赤嶺委員】 どのような反問を取り入れて実施するかは今後の話になるが、一問一答を実施する場合、市側が反問権を使う場合にもヒアリングは行うと思う。その時に悪用できるか。石田委員は市側が質問時間を消費させると言うが、本市議会では議員の質問時間しか制限されていないので、市側が反問権を行使しても質問時間が消費されるわけではなく、そうした意味の悪用はできない。事前にヒアリングをして会議に臨むのに悪用できるのか。

【山崎委員】 今議員は30分、40分の時間制限があるが、市側の答弁に制限はない。反問権を導入した場合、市の質問に回答する時間は制限に含まれるか。

【事務局次長】 現在は会議規則でそのような場面を想定していないので、現状では質問時間としか記載されていない。そのような場面が想定されれば、議員の発言権は重要だが、会議の能率的な運用を図らなければならないので、その時間をどのように扱うかについて、議会運営委員会等で決定する必要があると思う。

【中村委員長】 時間も迫っており、次回が本委員会で実質的な協議ができる最終回である。次回の本委員会で再度協議することとし、各会派に持ち帰って協議していただきたい。まず、大きなくくりで反問権がよいか否か、よいのであれば趣旨確認の程度か、広い意味か、一問一答でよいとするのか、一問一答でなくてもよいとするのかに分けて考えなければならない。基本的には全会一致で実施したいが、内容が錯綜すると思う。最終的には本委員会で決定ではなく議会運営委員会で決定することになる。

【佐藤委員】 日本共産党は、会派で確認していないが、趣旨確認程度であれば賛成できると思う。そのため、大枠で話されるよりも各項目に整理していただいたほうが確実である。反問権ではなく、趣旨確認を認めることならば賛成できるかもしれない。

【中村委員長】 山崎委員、赤嶺委員は制限をつけずに反問できるということであると思う。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 反問権を付与するならば、制限をつけずに反問をできるか、趣旨確認かいずれかであると思う。これについて各会派で意見をまとめていただきたい。何らかの結論を出す必要がある、場合によっては決を採る。委員長を含む出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定できるので、7人である。本委員会で7人が賛成であれば、本委員会の意見として報告したい。決を採る前にはよく議論する必要がある。また、一問一答でできるのか、一問一答でなくてもできるのか、質問方法も選択できるようにするのも含めて考えたい。

分類4のほかの2項目である代表質問と委員会質疑については自民党・新



政クラブから提案しているが、詳細については議会運営委員会での協議とし、大枠で合意をいただければと思っている。代表質問は代表質問の項目を議会基本条例に設け、3月の施政方針に対して各会派が代表質問できるようにすることの提案である。委員会質疑は委員会のインターネット中継を実施したいと思うため、それに向けて委員会審査のあり方を見直すべきであるという考えがあり、それについて条例に何らかの規定を設けることの提案である。

先に協議した分類3とあわせて各会派での意見をまとめて本委員会に参加してほしい。次回の2時間で結論を出したい。事務局から連絡事項をお願いする。

**【議事担当係長】** 次回、第8回の本委員会の日程は、11月13日（火）午後2時からである。本委員会は第9回、12月26日（水）が最終回である。最終回は委員長から議長への報告書の案を配付し、内容を確認していただく回となる。委員長からも話があったが、実際に協議事項を協議していただくのは次回11月13日が最後になる。その点を踏まえて出席していただきたい。

**【中村委員長】** 委員にある程度一任してもらえよう会派の了解を得て出席してほしい。ほかになければ以上で終了する。

午後4時05分 閉会